

## 会費規程

本規程は、定款第7条に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）及び賛助会員への措置を定める。

### 第1条（総則）

1. 会費等は、一般社団法人関西地質調査業協会（以下、「本協会」という）の一般経費のほか、防災事業、災害調査、安全パトロールその他本協会の事業の執行のために用いるものとする。
2. 理事会は、会費等の種類及び額を変更することができる。

### 第2条（入会金）

1. 正会員の入会金は、金200,000円とする。
2. 正会員の再入会金は、金100,000円とする。
3. 特別の事情があるときは、理事会の決議により入会金の分割払い又は減免を認めることができる
4. 賛助会員の入会金は、徴収しない。

### 第3条（会費）

1. 正会員の会費種類は、以下のとおりとする。
  - ①基本会費
  - ②規模別会費
  - ③特別会費
2. 賛助会員の会費種類は、以下のとおりとする。
  - ①個人会員会費
  - ②非営利（法人・団体）会員会費
  - ③営利（法人・団体）会員会費

### 第4条（基本会費）

基本会費の額は、月額金15,000円とする。

### 第5条（規模別会費）

1. 規模別会費の額は、毎年1回、会員の過去3か年の売上高を参考にして理事会が決定した会員のランクに対応する下記金額とする。

ランク	月額
1	33,000円
2	29,000円
3	24,000円
4	19,000円
5	16,000円
6	10,000円
7	8,000円
8	6,000円

2. 会員は、本協会に対し、理事会が決定した会員の売上高その他必要な事項に関する資料を提出しなければならない。
3. 会員は、第1項の決定に対し、異議を述べることができない。

#### 第6条（賛助会費）

1. 個人会員会費 月額金1,000円とする。
2. 非営利(法人・団体)会員会費 月額金3,000円とする。
3. 営利(法人・団体)会員会費 月額金5,000円とする。

#### 第7条（支払日）

基本会費、規模別会費及び賛助会費は、毎月22日に本協会が指定する金融機関の口座振替の方法で徴収する。

#### 第8条（特別会費）

1. 本協会が災害復旧関連業務等の受託者を推薦し、推薦された者が当該業務の請負契約を締結したときは、推薦された者は、契約金額（契約締結後に増減したときは増減後の額）の3%の金額を特別会費として本協会に支払う。  
但し、当該災害復旧業務の収支が赤字の場合等相当な理由があるときは、理事会は、特別会費の額を減免することができる。
2. 本協会が会員に対し、特別会費の額に関する資料の提出を求めたときは、会員は速やかに応じなければならない。

#### 第9条（特別会費の支払方法）

1. 特別会費は、受託者たる会員が本協会に当該業務に関する契約を締結したことを報告した都度決定することとし、決定後速やかに本協会が会員に請求し会員は請求後1月以内に振込送金の方法によって本協会に支払う。送金手数料は会員の負担とする。

2. 特別の事情があるときは、理事会の決議により特別会費の分割払いを認めることができ  
る。

#### 第10条（賛助会員への措置）

1. 広報誌GE0などの定期出版物の配布。
2. 各種出版物の会員価格による販売。
3. 講習会、講演会等への案内の実施。  
但し、総会開催および防災協定等に係る災害時緊急対応公募は対象外とする。
4. 本協会主催の講習会、講演会等への参加費用および出版物等への広告の掲載につい  
ては会員価格とする。尚、社団法人全国地質調査業協会連合会の関連関係諸行事等  
は、社団法人全国地質調査業協会連合会連賛助会員でないので対象外となる。
5. 懇親会等の飲食を伴う催し行事での賛助会員の参加費用は有料とする。
6. 会員名簿への掲載。

#### 第11条（改正）

本規程を改正するには、社員総会の決議を要する。

#### 附則

第1条 本規程は、平成27年5月23日から施行する。

第2条 本規程の第2条(入会金)を修正し、平成30年6月1日から施行する。

第3条 本規程に賛助会員定義を追加し、平成31年1月8日から施行する。